

議案第3号

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について、次のように定める。

平成23年9月21日

沖縄県教育委員会

教育長が議案「損害賠償請求事件の和解等について」に対する意見を臨時代理したことについては、沖縄県教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第5号）第4条第2項の規定により、別紙のとおり承認する。

(別紙)

議案 「損害賠償請求事件の和解等について」に対する意見

議案「損害賠償請求事件の和解等について」については、異議ありません。

教保第 820 号
平成23年9月 7日

沖縄県教育委員会委員長 殿

沖 縄 県 知 事



教育委員会の意見を聴取すべき議案について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 229 条の規定に基づき、別紙議案「損害賠償請求事件の和解等について」について 貴委員会の意見を求めます。



1 件名

損害賠償請求事件の和解等について

2 議案提出の必要性

係争中の訴訟事件について、和解をし、及び損害賠償の額を定めるためには、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を必要とする。

3 議案の概要

- (1) 平成20年4月9日、沖縄県立中部農林高等学校の当時2年在学中の野球部員Aほか数名の野球部員は、同校グラウンドのソフトボール部練習スペース付近でキャッチボールを、また、同校の当時1年在学中のソフトボール部員Xは、部室前防球ネットへ向けてティーバッティングを行っていた。
- (2) Aは、脇にそれたボールを取りに行くためティーバッティング中のXの斜め後方に近づいたが、偶然にXの手からバットが離れ、Aの左前頭部を直撃した。
- (3) 本件事件（原告Aほか2名(B, C)、被告沖縄県及びX 那覇地方裁判所平成22年(ワ)第1125号）について、県が和解金として967,789円を支払うことを内容とする和解をする必要がある。

4 根拠法令

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号
- (2) 国家賠償法（昭和22年法律第125号）第1条第1項

5 関係各課との調整状況

財政課と調整済

6 添付資料

(1) 根拠法令等の参照条文

(2) その他参考となる資料

損害賠償請求事件の和解等について

損害賠償請求事件の和解及び損害賠償の額について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

- 1 事 件 名 損害賠償請求事件（那覇地方裁判所平成22年（ワ）第1125号）
- 2 当 事 者 原告 うるま市
原告Aほか2名(B, C)（別紙1のとおり）
被告 那覇市泉崎1丁目2番2号
沖縄県
うるま市
X
- 3 事故発生年月日 平成20年4月9日
- 4 事故発生場所 うるま市字田場1570番地
沖縄県立中部農林高等学校グラウンド
- 5 損害賠償額 967,789円
原告別の明細は、別紙1のとおり
- 6 和解内容 別紙2、別紙3及び別紙4のとおり

平成23年9月16日提出

沖縄県知事 仲井眞弘多

理 由

係争中の訴訟事件について和解をし、及び損害賠償の額を定めるためには、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

別紙1

原告氏名	住 所	損害賠償額
A	うるま市	463,814円
B	うるま市	301,600円
C	うるま市	202,375円
合 計		967,789円

和 解 内 容

和解当事者

原告 沖縄県うるま市 A
被告 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県
沖縄県うるま市 X

和解条項

- 1 被告沖縄県は、本件和解金として、原告Aに対し、金463,814円の支払義務があることを認める。
- 2 被告沖縄県は、前項の金員を沖縄県議会の議決があった日から2箇月以内に、原告代理人事務所に持参又は送金して支払う。
- 3 原告は、その余の請求を放棄する。
- 4 原告と被告沖縄県は、原告Aの本件事故に基づく治療費217,965円が独立行政法人日本スポーツ振興センターの支払いにより支払済みであることを相互に確認する。
- 5 被告沖縄県は、安全であるべき学校内において、生徒のクラブ活動中に本件のような生徒の負傷事故が発生したことを遺憾とし、今後このような事故が発生することのないよう努力する。
- 6 原告と被告らは、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを確認する。
- 7 本件訴訟費用は、各自の負担とする。

和 解 内 容

和解当事者

原告	沖縄県うるま市	B
被告	沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号	沖縄県
	沖縄県うるま市	X

和解条項

- 1 被告沖縄県は、本件和解金として、原告Bに対し、金301,600円の支払義務があることを認める。
- 2 被告沖縄県は、前項の金員を沖縄県議会の議決があった日から2箇月以内に、原告代理人事務所に持参又は送金して支払う。
- 3 原告は、その余の請求を放棄する。
- 4 原告と被告沖縄県は、原告Aの本件事故に基づく治療費217,965円が独立行政法人日本スポーツ振興センターの支払いにより支払済みであることを相互に確認する。
- 5 被告沖縄県は、安全であるべき学校内において、生徒のクラブ活動中に本件のような生徒の負傷事故が発生したことを遺憾とし、今後このような事故が発生することのないよう努力する。
- 6 原告と被告らは、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを確認する。
- 7 本件訴訟費用は、各自の負担とする。

和解内容

和解当事者

原告 沖縄県うるま市 C
被告 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県
沖縄県うるま市 X

和解条項

- 1 被告沖縄県は、本件和解金として、原告Cに対し、金202,375円の支払義務があることを認める。
- 2 被告沖縄県は、前項の金員を沖縄県議会の議決があった日から2箇月以内に、原告代理人事務所に持参又は送金して支払う。
- 3 原告は、その余の請求を放棄する。
- 4 原告と被告沖縄県は、原告Aの本件事故に基づく治療費217,965円が独立行政法人日本スポーツ振興センターの支払いにより支払済みであることを相互に確認する。
- 5 被告沖縄県は、安全であるべき学校内において、生徒のクラブ活動中に本件のような生徒の負傷事故が発生したことを遺憾とし、今後このような事故が発生することのないよう努力する。
- 6 原告と被告らは、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを確認する。
- 7 本件訴訟費用は、各自の負担とする。

〔議決事件〕

第九十六条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- 一 条例を設け又は改廃すること。
- 二 予算を定めること。
- 三 決算を認定すること。
- 四 法律又はこれに基づく政令に規定するものを除くほか、地方税の賦課徴収又は分担金、使用料、加入金若しくは手数料の徴収に関すること。
- 五 その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。
- 六 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。
- 七 不動産を信託すること。
- 八 前二号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。
- 九 負担付きの寄附又は贈与を受けること。
- 十 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。
- 十一 条例で定める重要な公の施設につき条例で定める長期かつ独占的な利用をさせること。
- 十二 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決（行政事件訴訟法第三条第二項に規定する処分又は同条第三項に規定する裁決をいう。以下この号、第二百五条の二、第九十二条及び第九十九条の三第三項において同じ。）に係る同法第十一条第一項（同法第三十八条第一項（同法第四十三条第二項において準用する場合を含む。）又は同法第四十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟（以下この号、第二百五条の二、第九十二条及び第九十九条の三第三項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。）に係るものを除く。）、和解（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。）
- 十三 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。
- 十四 普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整に関すること。
- 十五 その他法律又はこれに基づく政令（これらに基づく条例を含む。）により議会の権限に属する事項

- ② 前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件（法定受託事務に係るものを除く。）につき議会の議決すべきものを定めることができる。

○国家賠償法

〔公権力の行使に当る公務員の加害行為に基く損害賠償責任・その公務員に対する求償権〕

第一条 国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。

- ② 前項の場合において、公務員に故意又は重大な過失があつたときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有する。

〔公の営造物の設置管理の瑕疵に基く損害の賠償責任・損害の責任者に対する求償権〕

第二条 道路、河川その他の公の営造物の設置又は管理に瑕疵があつたために他人に損害を生じたときは、国又は公共団体は、これを賠償する責に任ずる。

- ② 前項の場合において、他に損害の原因について責に任ずべき者があるときは、国又は公共団体は、これに対して求償権を有する。